

20消安第7339号

平成20年10月10日

各都道府県特用林産担当部長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長  
農林水産省林野庁経営課長

### スギヒラタケの摂取について

このことについては、これまで「スギヒラタケの摂取について」（平成19年10月24日付け19消安第9609号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、林野庁経営課長通知）、「急性の脳症を疑う事案の発生について」（平成16年10月25日及び11月19日付け16林政経第115号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、林野庁経営課長通知）等により通知したところです。

今般、採取シーズンを前に、別添のとおり、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長から、平成20年10月1日付け食安監発第1001001号により、各都道府県等衛生主管部局長あてにスギヒラタケの摂取について注意喚起を行うよう通知が発出されたところです。

貴職におかれましても、当該通知の趣旨を御理解いただき、スギヒラタケの摂取に係る問題について、（都・道・府・県）内衛生部局と連携を図りつつ、食用の特用林産物の関係機関、団体及び関係者への周知方よろしく願います。

なお、スギヒラタケの特徴、主な関係機関の連絡先、Q&Aについては林野庁のホームページ（<http://www.rinya.maff.go.jp/puresu/h16-10gatu/1026sugihiratake2.htm>）に掲載して情報提供を行っていますので参考としてください。